

平成 25 年度 教職員研修受講手続き等（小、中学校）

1 受講手続き

区分	研修名	受講手続き
基本研修	初任者研修（小・中） 新規採用養護教諭研修 新規採用学校栄養職員研修 新規採用事務職員研修（小・中）	○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長から校長を通じて、4月上旬に通知します。
	教職2～5年目研修（小・中） 養護教諭2～5年目研修 学校栄養職員2～5年目研修 学校栄養職員5年目研修 教職10年目研修（小・中） 養護教諭10年目研修 事務職員10年目研修（小・中） 教職20年目研修（小・中）	○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長から校長を通じて、4月中旬に通知します。 ○校長は指定内容を確認し、以下のような不都合がある場合は、指定通知を受けた後、速やかに市町教育委員会教育長に報告します。 ・指定もれがある場合 ・指定の誤りがある場合 ・次年度送りに該当する事情が発生した場合
専門研修1	校長研修（小・中）	○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長を通じて4月上旬に通知します。
	新任校長研修（小・中） 新任教頭研修（小・中） 新任主幹教諭研修（小・中） 新任栄養教諭研修	○総合教育センター所長が受講者を指定し、4月上旬に通知します。
	新任免許外教科担任研修（中） 特別支援学級等新任教員研修 特別支援学級等実践研修 新任特別支援教育コーディネーター研修（小・中） 学校経営研修（小・中） 新任教務主任研修（小・中） 新任学習指導主任研修（小・中） 新任児童指導主任研修（小） 新任生徒指導主事研修（中） 新任進路指導主事研修（中） 新任補佐級事務長研修（小・中） 新任係長級事務長研修（小・中） 新任係長級学校栄養職員研修	○校長は、該当する教員を4月当初に市町教育委員会教育長に報告します。 ○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長から校長を通じて、4月下旬に通知します。
	ネクストステージ研修	○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長から校長を通じて、5月下旬に通知します。
	校内支援体制研修 人権教育指導者専門研修 合同研修（幼・保・小） 幼稚園・保育所・小学校教職員相互職場体験研修	○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長から校長を通じて、4月下旬に通知します。

<p style="text-align: center;">専 門 研 修 2</p>	<p>学校図書館研修 教科等専門研修 小学校理科観察実験研修〔初級〕 小学校理科観察実験研修〔中級〕 環境学習プログラム研修 ネットワーク研修 学校ホームページ構築研修 校内研修ステップアップ講座〔授業研究〕 教育相談基礎研修 教育相談課題研修〔いじめの理解と対応〕 教育相談課題研修〔不登校の理解と対応〕 教育相談実践研修〔配慮を要する子どもの支援〕 発達障害のある子どもの教育支援研修 障害のある子どもの指導充実研修 自立活動指導充実研修 障害のある子どもの授業づくり研修 初心者のための田中ビネー知能検査V研修 幼・保・小連携研修 特別支援教育研修 スキルアップセミナー</p>	<p>○校長は、受講を希望する教員の氏名と研修名を4月下旬に市町教育委員会教育長に報告します。 ○総合教育センター所長が受講者を指定し、市町教育委員会教育長から校長を通じて、5月下旬に通知します。</p>
<p style="text-align: center;">専 門 研 修 3</p>	<p>土曜開放講座 とちぎの教育未来塾 教職員サマーセミナー 環境学習プログラム体験セミナー</p>	<p>○土曜開放講座、とちぎの教育未来塾、教職員サマーセミナーについては、4月以降に配布されるリーフレットを参照してください。 ○環境学習プログラム体験セミナーは、総合教育センターホームページよりお申込みください。</p>

※生涯学習研修の詳細については、とちぎレインボーネットを参照してください。

- 備考 (1) 受講対象者については、各研修の開催要項のページで確認してください。
(2) 受講の優先順位は、①基本研修、②専門研修1、③専門研修2、④専門研修3の順です。
なお、期日が重複しなければ二つ以上の研修を受講することができます。
(3) 研修は、全日程を通じて同一人が受講してください。
(4) 研修の受講に関わる学校からの報告及び指定等の通知は、下記の経路で行われます。



2 指定変更

- (1) 基本研修受講の指定変更をする場合には、指定通知の欄外に変更の理由を記入し、市町教育委員会教育長及び教育事務所長を経由して、総合教育センター所長に申請してください。
なお、同一の基本研修の該当者が1校に2名以上あって、全員が出席すると、学校運営上著しく支障が生じると考えられる場合には、市町教育委員会教育長、教育事務所長と連絡協議の上、申請してください。
- (2) 専門研修1及び2の受講の指定変更をする場合は、校長が事前に別掲様式（様式1）によって市町教育委員会教育長及び教育事務所長を経由して、総合教育センター所長に申請してください。
総合教育センター所長は指定変更の理由がやむを得ないものと認めたとき、指定変更の許可を教育事務所長及び市町教育委員会教育長を経由して、校長に通知します。

3 研修の欠席連絡

受講者が欠席するときは、事前に校長が市町教育委員会教育長に連絡し、教育事務所長を経由して、総合教育センター所長に届け出てください。

4 旅費

県教育委員会から支給されますので、総合教育センターで配布される研修事業受講票を各教育事務所に提出してください。ただし、専門研修3は除きます。

〈学校用指定変更申請の形式例〉

様式1

〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総合教育センター所長 様

〇〇立〇〇〇学校長

受講の指定変更について（申請）

平成〇〇年度研修受講者に指定された下記教職員について指定の変更を申請します。

記

- 1 研修名（組）
- 2 教職員の職氏名
- 3 指定変更事項
- 4 変更の理由